 神奈川県 <https://www.pref.kanagawa.jp/>

障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果 を受けての今後の対応（入所の仕組みの対応案）

令和 8 年 1 月
神奈川県障害サービス課

Kanagawa Prefectural Government

1

障害サービス課では障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査の結果や市町村や施設団体からの意見を踏まえ、障害者支援施設の入所の仕組みについて、今後の対応案を検討しています。
その対応案について委員の皆様には御意見を伺いたいという趣旨で、議題提出をさせていただきました。

1 障害者支援施設等の利用希望調査の結果概要

【調査の趣旨】

県は、障がいの特性や程度によって、施設等の利用ができないといった、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく計画だけでは、把握できないニーズがあると考え、障害者支援施設や障がい者グループホーム（以下「施設等」という。）の利用を希望する方の実態調査を実施した。

【調査概要】

令和6年12月 市町村にアンケート送付

令和7年 1月 県域市町村回答期限

2月 緊急に対応が必要な障がい者について必要な対応をとるよう促す通知を市町村に発出

2月～5月 回答のうち緊急度が高いと思われる利用希望の追加調査を市町村に実施

3月 政令市・中核市回答期限

6月 市にヒアリング実施

2

県では、令和6年12月に、障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査を実施しました。

施設等の利用を希望する方の数を把握するだけでなく、施設等の利用を希望する理由や背景といった質的な面も確認するため、市町村に施設等の利用を希望する方一人ひとりの心身の状況や家族の状況、利用を希望する理由等について回答を求めました。

障害者支援施設等の利用希望調査の結果概要

【調査結果】

(障害者支援施設の利用希望状況) ※参考「障害者支援施設等の利用希望に係る実態調査結果」参照

- ・ 利用希望者は757名で、知的障がいのある方が最も多かった。
- ・ 区分5以上の方は641名（84.7%）、行動障がいのある方が454名（60.0%）で、重症心身障がいの方は52名（6.9%）だった。
- ・ 入所希望者のうち「今すぐにでも入所したい・させたい」は89名（11.8%）で、このうち虐待リスクが高いなどと判断される方は22名だった。
- ・ 希望理由は家族の事情（介護者の高齢化、病気・療養など）によるものが多く、障がい者本人による利用希望は少なかった。
- ・ 利用希望者の数には圏域ごとに偏りがあり、人口10万人あたりでの比較では4.7倍（最大 横須賀・三浦15.2人、最小 相模原3.2人）の差があった。

3

その結果、約750名の方が障害者支援施設の利用を希望していることが分かりました。

知的障がいがある方、障害支援区分5以上の方の割合が高く、行動障がいのある方も半数以上を占めていました。

入所時期について「今すぐにでも入所したい、させたい」と回答した方は89名、約12パーセントでした。

このうち、虐待のリスクがあるなど、特に緊急度が高いと判断される方は22名でした。

利用希望者の数には障害保健福祉圏域ごとに偏りがあり、人口10万人あたりの利用希望者数の比較では、県全体の平均が8.2人のところ、最大の横須賀・三浦圏域で15.2人、最小の相模原圏域で3.2人でした。

障害者支援施設等の利用希望調査の結果概要

(市町村の状況)

- ・ 市町村と基幹相談支援センターが連携して高リスク者を把握しており、両者間での把握漏れやリスク評価のずれはほとんどなかった。
- ・ 自治体によっては福祉専門職の配置がなく、ケースワークや虐待対応についての研修を受ける機会もないため、支援困難ケースへの対応力の獲得や向上に課題があることがわかった。
- ・ ヒアリング等による確認により、知的障害者福祉法等の規定による障害者支援施設等への措置権限を行使したことがある自治体は11自治体で、どのように措置権限を行使したらよいかわからない自治体もあった。

4

このほか障害者支援施設への入所調整について、

- ・ 強度行動障害など支援が困難な方を受け入れられる施設が少ない。
 - ・ 施設の空き状況が分からず、施設探しが非効率である。
 - ・ 空きはあっても、職員不足などの理由で新たな受入ができない施設がある。
 - ・ 障害者支援施設への入所は利用契約制度によるため、市町村から入所相談しても即入所とはならないことがある。
- などの課題が挙げられました。

2 これまでの5 県市検討会の概要

	開催年月	概要
①	R5.12	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国指針、国連勧告、県の障がい福祉計画、事業者指定の運用（総量規制）を確認 【横浜】 待機者を3区分でリスト化することを検討 【川崎】 施設不足で市外・県外入所者が多いため、県が入所調整すべき 【相模原】 移行先となる重心や強行の方を受け入れるGHが不足 ⇒ 数の限られた施設の課題を共有し、解決に向けて同じ方向で取り組む
②	R6.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域生活移行の促進、空き定員を県全体で有効活用する方法について意見交換
③	R6.11	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入所利用の仕組みづくりや重心施設の入所調整について意見交換 【4市】 県所管施設の空き情報は提供してほしい
④	R7.3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他自治体の入所調整の状況について意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令市で入所調査を確認できたのは10市ほど ・ メリット：緊急性・優先度の高い方が入所できる ・ デメリット：緊急性・優先度を踏まえた利用希望と施設側の希望がミスマッチ ■ 「施設の利用希望に係る実態調査」について県から説明
⑤	R7.10	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実態調査の集計結果を県から説明 ■ 今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> 【横浜】 10月から独自の入所調整をスタート 【川崎】 調査は賛成だが、具体的なスキームを示してほしい 【横須賀】 高齢の障害者を介護施設につなげることも考えたい

5

県内の障害者支援施設は地域偏在があり、特定の地域においては、入所が困難になっている実態もあることから、真に入所が必要な方がしっかりとサービスにつながる仕組みについて、県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市（5県市）で検討を継続して行っています。

令和5年度からこれまで5回検討会を開催しており、その概要についてトピックスを記載しています。

3 施設団体等からの主な意見

【主な意見】

(1) 施設の空き情報の共有について

- 空き情報の共有頻度については、1～2か月に1回程度が妥当ではないか。
- 受け入れ可能な利用者像の明確化が必要ではないか。
- 例えば、以下の情報が含まれるとよい。
性別、医療的ケアの要否、移動の補助の必要性などの詳細状況。
ハード面の情報（例：機械浴の利用可否など）。
- 回答方法について、車いす利用者や医療的ケアが必要な方の受入について、「○」や「×」で簡潔明瞭に回答できるようにしてはどうか。
- 障害者支援施設の空き情報のみならず、将来的にはグループホームの空き情報や計画相談の受入可能数の共有についても検討するべきではないか。

(2) 施設利用希望者情報の名簿化や入所優先度の設定について

- 施設利用希望者情報の名簿化や入所優先度の設定を全県的に実施するのは困難ではないか。
- 行政が入所調整に関与することに違和感を感じる。

(3) 県所管域だけでなく、政令市・中核市も含めた全県での仕組み作りについて

- 緊急対応は基本的に各市町村が地域生活支援拠点等を中心に取り組むべきではないか。
- 障害者支援施設の入所について、短期入所から始めることや在宅→短期入所→施設→グループホームといった循環型の仕組みを定着させることが必要ではないか。

県では、入所の仕組みの対応案をいくつか作り、施設団体の集まりや、個別に施設に訪問し、検討案について様々ご意見をいただきました。

(1) の空き情報の共有について意見を伺ったところ、単なる空床数ではなく、実際に受け入れ可能な空床数を共有すべきとの意見がありました。

(2) 利用希望者情報を行政が名簿化し入所優先順位をつける方法について意見を伺ったところ、全県的に実施することは困難だろうといった意見や、行政が入所調整に関与することに違和感を感じるといった声がありました。

(3) 県所管域だけでなく、政令市や中核市も含めた神奈川県全体での仕組みづくりについて伺ったところ、緊急時の対応については各市町村の地域生活支援拠点等に取り組むべきといった意見や、入所の仕組みについて、短期入所から始めることや、在宅、短期入所、施設、グループホームといった循環型の仕組みを定着させることが必要ではないかといった意見がありました。

施設団体等からの主な意見

(4) 短期入所（本入所前の短期入所）から始める仕組みについて （入所について）

- 基本的には各市町村の中で解決することを優先するべきではないか。
- 本人の意思の尊重に加えて、家族の状況や意向も大切にすることも必要ではないか。
- 地域に密着した施設であることも大切である。
- 意思決定支援の取組を大切にすべきではないか。

（仕組みについて）

- 圏域単位での入所の調整機能として、県が各圏域に配置した圏域ナビゲーションセンターを活用してはどうか。
- 強度行動障害のある方を受け入れられる施設が委員会を立ち上げ、そこに補助する仕組みはどうか。
- 地域生活支援拠点等の緊急受入機能が稼働しつつある中で、既存の仕組みからこぼれる利用者を対象とした新しい枠組み作りが適当ではないか。
- 強度行動障害のある方をアセスメントできる施設でまず受入れ、そこで支援の方向性を見出し、それを受けて協議の場でケース検討するという流れがよいのではないか。

7

(4)施設入所を含めた支援が必要にもかかわらず、なかなか施設の利用につながらない方について、短期入所の利用から始めることが大切であるとの意見があったことから、短期入所から施設利用を始める仕組みづくりについて意見を伺いました。施設の利用につながりにくい方には行動障害を有する方が多くいることから、まず強度行動障害のある方を適切にアセスメントできる施設において期限を決めて受入を行い、そこでアセスメントや支援方法について整理を行い、その結果を圏域内の施設関係者が集まる協議の場で共有し、圏域内の施設での受入について検討してもらうといった具体的な提案がありました。

施設団体等からの主な意見

(5) 緊急対応が必要な障害者（市町村からの措置入所）を受け入れる仕組みについて （緊急対応における課題）

- 緊急対応として、すぐに入所が必要なケースには即日対応が求められる場合がある（例：主に介護を行う家族が急に倒れた際など）。
- 社会福祉法人として一定の社会的役割を果たすべきという認識はあるが、「どんなケースであつてもとにかく受け入れるべき」とされてしまうと苦しい現実があることも理解してほしい。

（市町村への要望）

- 施設としては、受け入れ後の生活の場の見通しや支援計画について事前に具体化されていることが望ましい。
- 緊急対応を依頼する市町村には、以下のような対応をお願いしたい。
市町村の担当者は利用者やその家族の状況を明確に把握し、施設に説明してほしい。
市町村の担当者は高い責任意識を持って対応してほしい。

8

（5）緊急対応が必要な方の受入について、施設において課題と感じている点を伺いました。介護を担う家族が急病で倒れたなど、急を要するケースについては即日受入に応じるなどできるかぎりの協力をしているものの、十分な職員体制が確保できない場合など、受入依頼に対応できないこともあるといった意見がありました。また、受入依頼を行う市町村について、受入の期限や次の生活の場を明確にしてほしいといった意見がありました。

このように施設団体等から様々なご意見をいただいたところです。

これらのご意見を参考にさせていただき、対応案を2度3度とブラッシュアップし、真に入所が必要な方がしっかりとサービスにつながる仕組みの案について、次のスライド以降にまとめています。

4 今後の具体的な対応案

課題

政令市・中核市間でも差はあるものの、一部の市は県所管域に比べて施設数、人口あたりの定員が少なく、真に入所施設の利用が必要な方が施設のサービスを利用することが極めて困難な状況に陥っている。



対応案

障害者支援施設の利用にあたっては障害者本人の意思が最大限尊重されること、緊急時の受入については市町村の地域生活支援拠点等により対応することを原則としつつも、真に入所施設の利用が必要な方が施設のサービスにつながりにくい状況を改善するため、以下の3つについて取り組む。

対応案 1. 空き情報の共有

対応案 2. 短期入所から始める仕組み（地域と施設の循環利用）

対応案 3. 緊急対応が必要な障害者（市町村からの措置入所）を受け入れる仕組み

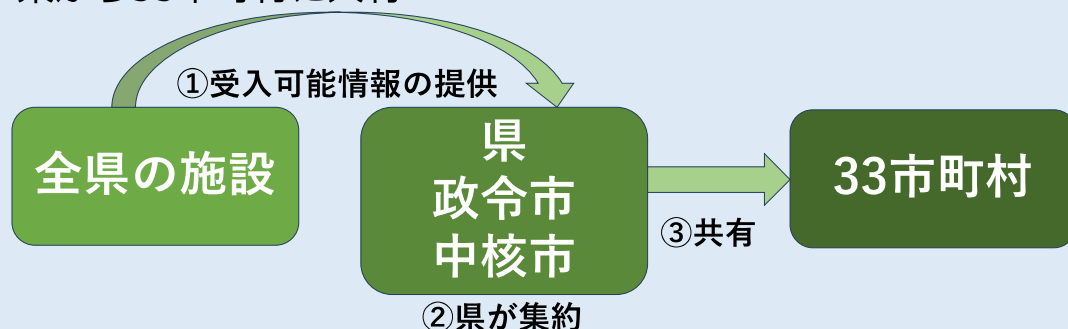
9

対応案として3点としました。

次のスライドからは、それぞれについて詳細を記載していますので、ご覧ください。

対応案1 空き情報の共有

- ① 施設の受入可能情報を、毎月1回、施設から5県市に提供
(定員、入所者数、空床数、空床の理由、実際に受入できる数など) ※回答方法は要検討
- ② 政令市中核市(4市)は県に報告し、県が集約
- ③ 県から33市町村に共有



※ 空き情報は、市町村からそれぞれの基幹相談支援センター等に共有され、入所調整等に活用

10

対応案1つ目は、「空き情報の共有」です。

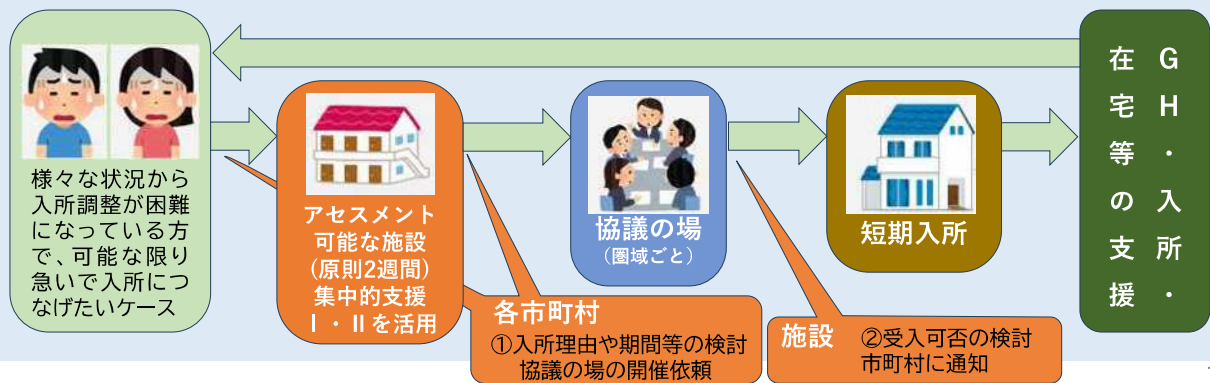
施設からの空き情報を回答する方法はさらなる検討が必要ですが、施設側に負担のない方法を考えたいと思います。

また、単純に定員から現入所者数を引いた数が「空き情報」ではなく、様々な状況から空いている状況も考えられるため、そういった点に配慮した内容としたいと考えています。

対応案 2 短期入所から始める仕組み（地域と施設の循環利用）

仕組みの対象者：様々な状況から入所調整が困難になっている方を想定

- ① 各市町村はケース担当者を決め、対象者が入所が必要な理由を明らかにし、アセスメント可能な施設に受入れを打診する。同時に、取りまとめ機能に「圏域ごとの障害者支援施設の利用に係る協議の場」の開催を依頼する。
- ② アセスメント可能な施設は2週間を限度に受入れ、市町村や基幹相談支援事業所等と現状をアセスメントし、協議の場で、市町村等とともに、利用希望者の情報を参加施設に説明する。施設は持ち帰って受入れの可否を検討し、市町村に通知する。



11

対応案 2 点目は、「短期入所から始める仕組み（地域と施設の循環利用）」です。

「長期入所の調整の仕組み」ではない理由は、長期入所には、短期入所から試していく、という流れが一般的であるためです。

また、県は障害者支援施設のあり方として、循環型、通過型が重要であると考えており、はじめから長期入所ありきでの仕組みは考え難い部分がありました。

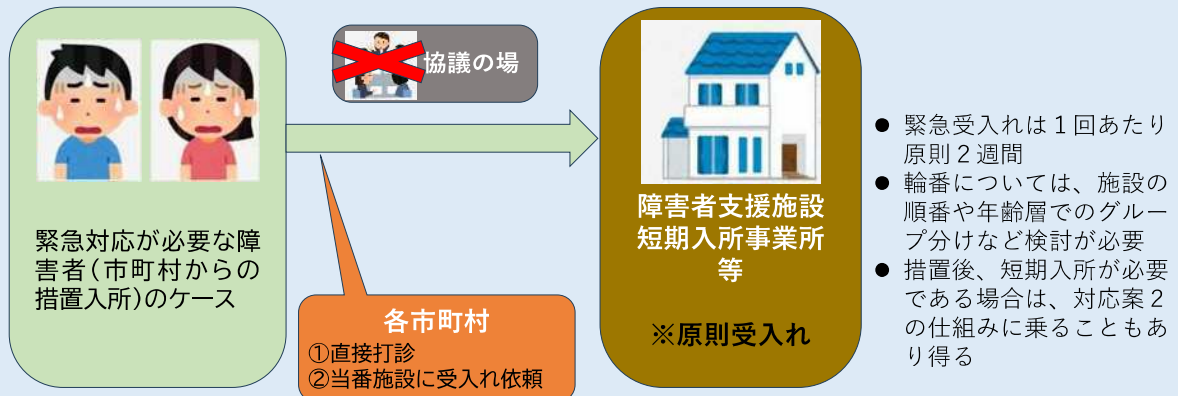
また、この仕組みはあくまでも、既存の調整方法では利用につながらず、調整が困難になっているケースを対象として想定しています。

既存の調整方法でつながる方は、これまで通りです。

協議の場は、障害保健福祉圏域ごとに設置することを想定しています。

対応案3 緊急対応が必要な障害者（市町村からの措置入所）を受け入れる仕組み

- ① 各市町村は、ケース担当者を配置して、緊急対応が必要な障害者がいる場合は、受入れを依頼したい障害者支援施設や短期入所事業所等に、既存の調整方法で直接打診する。
 - ② ①で決まらない場合は、当番施設（圏域内の施設等で輪番制）に受入れを依頼する。
- ※ 施設は、措置入所のため、やむを得ない事情がある場合を除き、受入れに努める。
 ※ 各市町村の地域生活支援拠点等による緊急対応機能が整うまでの経過的な仕組みとして実施。



12

対応案3点目は、「緊急対応が必要な障害者を受入れる仕組み」です。

基本的には、市町村からの措置で、今日から、明日からといったように緊急的に入所が必要な場合の仕組みです。

この仕組みも、対応案2点目同様、既存の調整方法では決まらない方を対象として想定しています。

輪番制は、受け入れる施設にも負担が大きいことから、1施設での措置入所は原則2週間とし、輪番とする順番についても、検討が必要と考えています。

この入所の仕組みを検討するにあたり、令和8年度から、特定の障害保健福祉圏域（現時点では県西圏域を想定）でのモデル的な実施を考えています。

その上で見直すべきところは見直し、令和9年度以降は展開する圏域を増やしていきたいと考えています。

また、予算調整も行っていますが、現時点では確定していませんので、詳細は割愛します。

5 ご意見をいただきたいこと

- ① 対応案1（空き情報の共有）について、更に検討が必要な点や、配慮が必要な点があればご指摘ください。
- ② 対応案2（短期入所から始める仕組み）について、更に検討が必要な点や、配慮が必要な点があればご指摘ください。
- ③ 対応案3（緊急対応が必要な障害者を受入れる仕組み）について、更に検討が必要な点や、配慮が必要な点があればご指摘ください。
- ④ 対応案3は、地域生活支援拠点等の緊急受入れの仕組みが十分に機能すれば、必要のない仕組みだと考えておりますが、現時点ではあらゆる緊急事態に対応できる緊急受入れ体制を整えている地域生活拠点等の整備は進んでいません。地域生活支援拠点等における緊急受入れの体制を強化するために必要な支援策について、お考えがありましたらご指摘ください。
- ⑤ その他気になる点などがあれば、ご指摘ください。

13

これまでの対応案1～3を踏まえ、委員の皆様にご意見をいただきたい点です。